

大和都市管財国家賠償訴訟・控訴審判決に関する会長声明

本日、大阪高等裁判所は大和都市管財国家賠償請求事件の控訴審判決として、昨年6月6日になされた大阪地裁判決を維持し、再度、国の責任を認める判決を下した。

この事件は、抵当証券業の登録会社であった大和都市管財株式会社の破綻により、「第二の豊田商事事件」と称されたように、被害者1万7000名、被害総額1100億円という大被害を出した詐欺被害事件である。当会は、平成13年4月の大和都市管財の破綻に際して、直ちに被害者説明会を開催し、被害者弁護団の立ち上げを支援してきた。

今回の判決は、一審の判断を踏まえて、控訴審で新たに取り調べられた証拠も加えて、当時の近畿財務局の権限不行使の具体的事実を認定し、国の過失を認めて被害者救済を図ったものであり、その判断は高く評価されるべきものである。

バブル経済の崩壊後、規制改革・規制緩和が推進され、事前規制から事後規制へと社会のルールは変更されつつある。しかしながら、国民・消費者の安心・安全に関わる問題について、『適切な行為規制と、不正行為に対する行政当局の速やかな対応』が必要不可欠であることは、ますます明らかになってきている。

消費者の視点に立った消費者行政を行うための消費者庁が設置されようとしているこの時期に、業者保護に偏した行政のあり方に対して司法が下した判断は、非常に大きな意義を有するものである。

当会は、国に対し、今回の大阪高裁判決を真摯に受け止め、上告を断念して、一日も早い被害救済に取り組むよう強く求めるものである。

2008年（平成20年）9月26日

大阪弁護士会

会 長 上 野 勝